

## ○結城市環境美化パートナーシップ事業実施要項

平成19年6月5日

告示第106号

改正 平成21年3月31日告示第66号

平成25年3月26日告示第62号

令和2年3月31日告示第79号

令和3年3月18日告示第44号

### (目的)

第1条 この告示は、市民団体がボランティアにより、身近な公共空間である道路、公園その他の公共施設又は公共用地（以下「公共施設等」という。）の環境美化活動等を行う環境美化パートナーシップ事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (参加の資格)

第2条 事業に参加できる市民団体は、市内に居住し、通学し、又は通勤する個人で構成される団体及び市内に所在する法人その他の団体とする。

### (実施方法)

第3条 事業は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 事業に参加を希望する市民団体（以下「参加希望団体」という。）が自ら区域及び方法を定めて市長に届け出るもの

(2) 市長が区域及び方法を定めて市民団体を募集するもの

### (活動内容等)

第4条 事業の対象とする活動は、次に掲げるものとする。

(1) 区域内の清掃

(2) 区域内の除草

(3) 区域内の施設の損傷等についての情報提供

(4) その他市と合意したもの

2 市長は、市民団体が前項の活動を行う際に必要と認められる場合には、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 物品等の貸与及び支給

(2) 傷害保険への加入

(3) 統一デザインの腕章等の支給

(4) その他活動に必要な支援

(合意)

第5条 参加希望団体は、環境美化パートナーシップ活動参加届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合において、その内容が適切であると認められるときは、当該団体と環境美化パートナーシップ活動合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。ただし、活動区域を結城市以外の者の管理する公共施設とするときは、市長は、当該公共施設の管理者と別途協議し、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意の解消)

第6条 前条第2項の合意書を取り交わした参加希望団体（以下「合意団体」という。）が、合意の解消を希望するときは、環境美化パートナーシップ活動辞退届出書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意団体との合意を解消することができるものとする。

(1) 前項の届出があったとき。

(2) 活動内容等が合意書と異なるとき。

(3) 合意団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

(4) 当該公共用地を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、環境美化パートナーシップ活動合意解消通知書（様式第4号）により当該合意団体に通知するものとする。

(活動報告)

第7条 合意団体は、当該年度の活動状況を環境美化パートナーシップ活動報告書（様式第5号）により翌年度の4月末日までに市長に報告しなくてはならない。

(市長が募集する場合の特例)

第8条 市長は、市長が区域及び方法を定めて事業の対象とする市民団体を募集する場合においては、前3条の規定にかかわらず、合意及び合意の解消の手続並びに活動報告の方法について別に定めることができるものとする。

(顕彰)

第9条 市長は、美しいまちづくりに対し多大な貢献があったと認められる活動を行った市民団体を顕彰することができる。

(公共用地以外で行う活動)

第10条 市長は、公共用地以外の場所において第4条第1項に規定する活動をしようとする市民団体に対して、活動内容がこの要項の趣旨にのっとっていると認めるときは、当該団体に対して第4条第2項に規定する支援を行うことができるものとする。この場合において、市長は、当該土地の所有者が合意していることを確認するものとする。

(庶務)

第11条 この告示に関する庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成19年6月5日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日告示第66号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月26日告示第62号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日告示第79号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月18日告示第44号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

環境美化パートナーシップ活動参加届出書

年 月 日

結城市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

環境美化パートナーシップ事業の趣旨に賛同し活動したいので、次のとおり届け出ます。

団 体 名	----- 参加人数 _____ 名 (※参加者名簿を添付して下さい。)	
代 表 者 名	氏 名 (必須)	(フリガナ) ----- -----
	住 所 (必須)	〒 307—
	連絡先	電 話 番 号(必須) ----- メールアドレス(任意) -----
活動を希望する公共施設等の名称		
活動予定日	(記入例：毎月第○曜日，2箇月ごとに1回など，活動日を記入してください。)	
活動内容	(記入例：ごみ拾い，除草など，活動内容を記入してください。)	

※ 市において傷害保険に加入する場合は、氏名、住所を記載した参加者名簿を提出していただきます。

様式第2号(第5条関係)

環境美化パートナーシップ活動合意書

\_\_\_\_\_ (以下「団体等」という。)と結城市は、道路、公園その他の公共施設又は公共用地(以下「公共施設等」という。)の環境美化活動について、結城市環境美化パートナーシップ事業実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、下記の事項のとおり合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保管する。

記

○団体等の活動に関すること

- 1 公共施設等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 活動予定日 \_\_\_\_\_
- 3 活動の内容 \_\_\_\_\_
- 4 その他の事項 実施要項を遵守し、活動します。

○結城市に関すること

団体等が行う活動に必要な物品等の支給及び貸与など、実施要項第4条第2項に掲げたものを予算の範囲内で支援します。

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

結城市長 \_\_\_\_\_ 印

様式第3号(第6条関係)

環境美化パートナーシップ活動辞退届出書

年 月 日

結城市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

結城市環境美化パートナーシップ事業実施要項に基づく結城市との合意を解消したいので、届出します。

- 1 公共施設等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 合意解消予定日 \_\_\_\_\_
- 3 合意解消の理由 \_\_\_\_\_
- 4 そ の 他 \_\_\_\_\_

様式第4号(第6条関係)

環境美化パートナーシップ活動合意解消通知書

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

結城市長 印

結城市環境美化パートナーシップ事業実施要項に基づく合意を、下記のとおり解消したので、通知します。

- 1 公共施設等の名称 \_\_\_\_\_
- 2 合意解消の期日 \_\_\_\_\_
- 3 合意解消の理由 \_\_\_\_\_
- 4 そ の 他 \_\_\_\_\_

様式第5号(第7条関係)

環境美化パートナーシップ活動報告書

年 月 日

結城市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年度の環境美化パートナーシップ活動について、以下のとおり報告します。

団 体 名	.....																								
活動した公共施設等の名称	.....																								
活 動 内 容	(ごみ拾い、除草などの活動内容を記入してください。)  活動回数 <table border="1"><tr><td>4月</td><td>回</td><td>5月</td><td>回</td><td>6月</td><td>回</td><td>7月</td><td>回</td></tr><tr><td>8月</td><td>回</td><td>9月</td><td>回</td><td>10月</td><td>回</td><td>11月</td><td>回</td></tr><tr><td>12月</td><td>回</td><td>1月</td><td>回</td><td>2月</td><td>回</td><td>3月</td><td>回</td></tr></table> 合計 年間 回 1回当りの活動人数 人	4月	回	5月	回	6月	回	7月	回	8月	回	9月	回	10月	回	11月	回	12月	回	1月	回	2月	回	3月	回
4月	回	5月	回	6月	回	7月	回																		
8月	回	9月	回	10月	回	11月	回																		
12月	回	1月	回	2月	回	3月	回																		
そ の 他	(ご意見や気づいたことがありましたら、ご自由にご記入ください。)																								



様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)